

2 教職員の不祥事防止について(通知)
(平成25年3月4日24教職第650号)

飲酒運転・わいせつ行為・体罰を 根絶するために

平成25年3月福島県教育委員会

Ⅱ 不祥事根絶のための対応策

1 飲酒運転・わいせつ行為・体罰の根絶

(1) 飲酒運転・わいせつ行為・体罰の過去の不祥事の事例分析をもとに、未然防止のための対応策を構築し、各学校や各教育事務所を通して、全教職員への周知及び指導の徹底を図る。

ア 飲酒運転防止対応策

飲酒を伴う会合等では、自家用車に乗って来ないことや、帰宅するときにお互いに飲酒運転禁止を呼びかけ合うことなどの指導を継続しながら、飲酒量に対するリスク及び会合等での深酒の注意について周知し、飲酒運転根絶を図る。

イ わいせつ行為防止対応策

児童生徒を個人的に自家用車に乗せない、私的なメールのやりとりはしない、閉ざされた空間での1対1の個別指導はしないことを、全教職員にあらためて周知し、管理職は未然防止のための配慮を徹底する。また、近年になって、電子機器による盗撮による懲戒処分があることから、携帯電話等の使用と管理についてあらためて呼びかけ、わいせつ行為の根絶を図る。

ウ 体罰防止対応策

児童生徒を指導する際には、特に、教科指導とともに、教員が一人になることが多い教室での生徒指導の方法の徹底と、管理職による巡回指導や教職員の連携体制を強化し、体罰の根絶を図る。

(2) 年間の目標管理制度による校長面談において、飲酒運転・わいせつ行為・体罰の根絶に特化した時間を設け、教職員の身分と責任、服務倫理の在り方など、教職員一人一人に指導する。

(3) 警察及び他の機関と連携したり、地域の人々や保護者の意見を取り入れること、また外部講師を招き講演会を実施するなど、各学校が、飲酒運転・わいせつ行為・体罰の根絶のために、具体的かつ効果的な取組を行う。

2 効果的な不祥事防止研修の実施

(1) 社会体験研修を実施し、派遣先のコンプライアンスについて学び、研修後に各所属の学校に持ち帰りノウハウを共有するなど、社会的に広い視野を身につける。

(2) DVDの映像やビジュアルな資料をもとに、不祥事がもたらす影響や処分による社会的責任についての心に迫る研修を行うことによって、教職員一人一人に不祥事根絶の必要を実感させる。

(3) 不祥事根絶に向けた意識の向上のため、各研修における服務倫理及び不祥事防止研修の更なる充実を図る。また、校内での研修に活かすため、各学校で行われている効果的な取組を紹介していく。

3 教職員としての使命感・志気の高揚のための方策

- (1) 管理職による日頃の指導や研修等を通して、教職員としての誇りを基に、更なる使命感の高揚と意識改革を図る。
- (2) 優秀教職員表彰制度の一層の活用を図り、様々な分野で努力し成果を上げている教職員を県民に紹介して志気を高揚する。

4 管理職の資質向上のための方策

- (1) 組織マネジメント研修の更なる充実により、学校経営の責任者となる校長と、それを補佐する教頭の資質向上を図る。
- (2) 学校事故防止対策研究協議会や校長研修会等において、具体的な不祥事防止対策に資するよう引き続き会の充実に努めるとともに、教育長等がその場に積極的に赴き、講話や意見交換に努める。

5 職場環境の改善の方策

- (1) 教職員目標管理制度を活用して、管理職による教職員の面談を計画的に実施するなど、各学校が職場内の意思疎通を図り、風通しの良い職場環境づくりを進める。
- (2) 「学校運営の効率化のための取組事例集」等を参考に各学校が学校教育活動の一層の見直しを推進するとともに、所属教職員の勤務状況を的確に把握しメンタルヘルスの保持増進に努める。

6 服務倫理委員会における取組強化のための支援

- (1) 各学校が、校内服務倫理委員会に学校評議員や地域住民・保護者等外部からの意見を入れ、不祥事根絶のために具体的かつ効果的な取組を進める。
- (2) 県教育委員会は、不祥事防止マニュアル「信頼される学校づくりを職場の力で」の事例等の更新を図る。

7 適正な人事管理の継続

- (1) 教員採用選考・管理職昇任選考や講師等の採用に当たっては、多面的な人物評価を一層重視し、資質・能力を見極める。
- (2) 学校、地教委、県教委が連携し、指導不適切教諭等及び分限等の制度の適正な運用を図る。

不祥事を起こした場合

不祥事を起こすと、下記の責任が問われ、その他様々な影響があります。

<法的責任など>

懲戒処分

- ・ 地方公務員法に基づき、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分が行われ、その処分は履歴事項として記録されます。

民事上の責任

- ・ 不正行為に基づく賠償として、被害者から治療費・慰謝料・修繕費などが請求されます。

刑事上の責任

- ・ 刑法、道路交通法、児童福祉法、県青少年健全育成条例等により罰金や懲役刑などが科されます。

<社会的影響など>

本人及び教職員全体の信用失墜

- ・ 一人の教職員が不祥事を起こすと、本人を始めとし教職員全体の信用に影響を与えます。誠実に勤務している他の教職員までも、児童生徒・保護者・県民からの信頼を失うこととなります。

校内への影響

- ・ 事案によっては、被処分者がクラス担任や部活動顧問から外れることになり、結果として児童生徒や同僚教職員に大きな負担を強いることとなります。

氏名公表による関係者への影響

- ・ 収賄、詐欺、横領、飲酒運転、わいせつ等重大な非違行為に対する懲戒処分で免職もしくは停職12月の場合又は既に警察により氏名等が公にされている場合は、被処分者の氏名及び所属を公表します。これにより、学校に苦情や問い合わせが相次ぎ、学校はその対応に追われ、教育活動に支障が生じます。また、新聞やインターネットで当該教職員の氏名などが広げると、学校だけでなく、不祥事を起こした教職員の家族等にもその影響が及びます。

<給与>

懲戒免職(40歳教諭の例)

- ・ 懲戒免職になると、定年退職までの給与約1億4千2百万円と退職金2千8百万円を失うこととなります。
- ※ 懲戒免職になると、退職金は支給されません。

停職6月(40歳教諭の例)

- ・ 停職6月の処分を受けると、将来にわたって約4百40万円の給与を受けることができなくなります。

戒告(24歳教諭の例)

- ・ 戒告処分を受けると、将来にわたって約85万8千円の給与を受けることができなくなります。
- ※ 懲戒処分を受けると、昇給の号棒数や勤勉手当の成績率が標準より低減されます。

<年金・その他>

懲戒免職(58歳教諭の例)

- ・ 懲戒免職になると、年金の支給額が年額で約10万円減少します。
- ※ 懲戒免職になると、支給開始から5年間、職域年金相当部分の100分の50が支給されません。
- ・ 懲戒免職処分後は国民健康保険料の支払い義務が発生し退職前の収入に比例した多額の支払いがあります。また、住民税等が給料からの控除ができなくなり、自分で支払うこととなります。

<免許状>

- ・ 懲戒免職になると教員免許状は効力を失い、教員免許状を教育委員会に返納しなければなりません。
- ※ 管理職の場合は、免許状取り上げ処分を行います。